

城東区役所が実施する事業・取組み

スクールロイヤーによる児童生徒出前授業

事業の概要

児童生徒どうしのトラブルやいじめがSNSの発達により、学校外でも頻繁に起こるようになり、家庭においても見えにくい状況になっている。その結果、不登校の原因やいじめを学校で把握しづらく、深刻な状況に至ってから学校教員が介入する事案が増えている。

こどもが個人でスマホを持ち、SNSを利用しはじめる小学校高学年から中学生を対象に、いじめやこどもの人権について考え学ぶ出前授業を実施。令和8年度～令和11年度にかけて順次実施校を拡大し、全校で展開していく。

予算額

◆令和8年度予算案 616,000円

スクールロイヤー報酬 1Hあたり11,400円×1.5H×36校

城東区スクールロイヤー事業

内 容	令和7年度件数 (R8年1月末時点)	令和6年度件数 (R7年3月末時点)
保護者対応に関する相談	小学校 2件 中学校 1件	小学校 3件 ※上記の他取下1件 中学校 3件
いじめ事案対応に関する相談	0件	小学校 1件
教職員研修	小学校 6件 ※上記の他取下1件	小学校 6件
児童生徒出前授業	小学校 7件 中学校 1件	小学校 1件
城東区中学生サミット (中学校教職員研修)	区役所 1件 (中学校)	区役所 1件 (中学校)
合計	18件 ※上記の他取下1件	15件 ※上記の他取下1件

【相談・研修内容（概要）】

(教職員研修)

- ・ いじめの定義について
- ・ いじめ事案を未然に防ぐために見落としてはいけない学級の様子や児童の言動について
- ・ いじめによる不登校事案における学校の対応について
- ・ SNS上でのいじめについての対応の基本的な考え方

(児童生徒出前授業)

- ・ 「いじり」と「いじめ」、なにがいじめになるのか
- ・ SNSによる誹謗中傷、いじめの怖さ
- ・ 子どもたちに伝わる言葉でのいじめの法的側面についてのお話
- ・ 人権とはなにか
- ・ いじめを予防する言葉の力

(ダイレクト相談)

- ・ 生徒間トラブルによる保護者を交えた話し合いについて
- ・ 保護者対応についての助言と法的見解